

する設備等に関する省令の一部改正に伴い、引用条項を改めるため、及び個室型店舗における避難通路を確保するための措置に係る規定を整備するための条例改正です。

◇尾道市税条例

地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税に係る給与所得者、公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出義務、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例、市たばこ税の税率の引上げ等について定めるための条例改正です。

◇市立学校に於ける授業料その他の費用に関する条例

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行に伴い、原則として高等学校の授業料を徴収しないこととするための条例改正です。

◇尾道市立図書館設置条例／芸予文化情報センター設置及び管理条例

尾道市立図書館及び芸予文化情報センターの休館日の規定を改めるため、及び館内整理日を廃止するための条例改正です。

◇尾道市営住宅設置及び管理条例

老朽化した長者ヶ原住宅を廃止するための条例改正です。

●条例制定

◇固定資産税の課税免除に関する条例

過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、御調町又は瀬戸田町の区域内において、製造の事業、情報通信技術利用事業又は旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対し、固定資産税の課税免除の制度の適用を延長するための条例制定です。

●条例廃止

◇御調町中小企業融資資金条例及び向島町中小企業振興資金貸付規則の経過措置に関する条例を廃止する条例

設置の目的を達成した本条例を廃止するためのものです。

●その他の議案

◇財産の取得について

御調町特定環境保全公共下水道事業において、汚泥処理設備の充実強化を図るため、移動式汚泥脱水車を取得予定価格8,032万5,000円で取得しようとするものです。

◇上告の提起及び上告受理の申立てについて

平成22年6月23日に言い渡しのあった尾道市教育委員会の会場使用不許可処分にかかわる損害賠償請求事件の控訴審判決に対して不服があるので、上告の提起及び上告の受理の申立てをしようとするものです。

●報告

◇繰越明許費繰越計算書(2件)

一般会計
公共下水道事業特別会計

◇継続費繰越計算書

水道事業会計

◇法人の経営状況(6件)

尾道市土地開発公社、尾道駅前都市開発株式会社、尾道ウォーターフロント開発株式会社、おのみちバス株式会社、財団法人尾道市自治振興事業団、財団法人平山郁夫美術館

◇専決処分報告(2件)

◇専決処分報告及び承認(2件)

●議員提出議案

◇尾道市議会委員会条例案

機構改革に伴い、総務部尾道大学法人化準備室の所管を文教委員会とするため、総務委員会及び文教委員会の所管事項を改めるための条例改正です。

◇尾道市議会議員定数条例案

尾道市議会議員定数を30人と定めるための条例制定です。

◇尾道市議会議員定数条例案

尾道市議会議員定数を32人と定めるための条例制定です。

●人事議案

◇人権擁護委員の候補者の推薦

宮地 國彦さん(向東町)
大本 富雄さん(瀬戸田町)

■一般質問(主な内容)

○国外からの観光客誘致について

○ 今後国外からの観光客誘致について、どのように考えているか。

○ 本市では、既にパンフレットなどの多言語化や海外旅行者を招請し、現地視察などを行う「ビジット・ジャパン・キャンペーン」に取り組んでいる。また、今年4月、広域連携による2泊3日以上滞る型観光や国外からの観光客の来訪を促進する観光圏整備事業において「瀬戸内しまなみ海道地域」が認定された。尾道が有する歴史・伝統文化、しまなみ海道の多島美や自転車で海を渡るサイクリングロードといった世界に誇れる資源をさらに国外へ発信し、地域特性を前面に打ち出した滞る型観光を創出することにより、国外からの観光客に対応できる国際競争力の高い観光地形成を図っていききたい。

○瀬戸内しまなみ海道の自転車道整備について

○ 旧西小学校跡地へ自転車利用者の休憩所及びトイレの整備をしてはどうか。また、しまなみ海道全域の自転車道整備(舗装、看板、トイレ)についてはどのように考えているか。

○ 広島県側の自転車道の走行性やサ

インなどが十分に整備されていないため、昨年度、現状を調査し「しまなみ海道サイクリングロード整備促進計画」を策定している。また、向島、生口島にサイクリストのための案内サインを各2基設置したところである。今年度においては、引き続き案内サインの設置を進め、休憩施設等の整備に向けた計画策定にも取り組む。広島県では、観光インフラ整備事業として、今年度、しまなみ海道サイクリングロードにおいて、自転車利用者等に分かりやすい通行案内を行うため、路面表示等の整備を行うと聞いている。指摘のあった瀬戸田西体育センターのトイレの整備については、新市建設計画に計上している事業であるが、見直しして実施することとしており、実地時期などについて調整したい。今後とも、国・県など関係機関と連携しながら、サイクリングロードとして計画的に着実に整備を進めたい。



案内サイン

○生活航路への支援について

○ 尾道市として生活航路への支援や補助金をどのように考えているか。

○ 本市において、生活航路はバス交通と同様に、通勤、通学、通院等、日常生活に不可欠な公共交通機関であると認識している。そのため、これまでも欠損額の補てんや小型フェリーの建造補助、棧橋の設置等それぞれの運航事業者の実態に即して、様々な支援策を講じている。また、現在、航路事業者に対する国の補助制度は、「離島航路整備法」に基づく百島と細島の離島航路補助のみであることから、道路政策との公平性の観点からも生活航路の維持・確保のため、引き続き国、県に対し支援策を強く要望していききたいと考えている。

○尾道大学について

○ 20億円に下方修正した大学整備計画の経緯と内容は。

○ 平成20年度に第1期から第4期までの全体計画を策定し、概算工事費を46億7,000万円と試算していたが、平成21年度に全体計画を見直し、工事費を7億円余り縮小した。また、20億円という数字は、開学時からの課題である教室や演習室の不足を解消するための、第1期計画に当たるE棟建設に要する費用である。なお、第2期以降の計画については、当分の間、実現は困難である。

Q 尾道大学をまちづくりの中に位置づけ、例えば本四ビルの一部を借り上げたり購入するなどして、経済情報学部を駅前など市内中心部へ設置する考えはないか。

A 本学のような小規模大学では、複数の学科の共通授業となっている科目も多く、施設を分散させることは、学生や教員の移動に時間を要し、授業に支障をきたすばかりか、費用も増大する。そのため、最少の費用で最大の効果を出すには、現在地での建設が最も合理的かつ現実的であると思っている。



尾道大学

○食育について

Q 朝食ぬきや偏食の多い子どもたちの現状を教育委員会としてどのように認識しているか。

A 尾道市食育推進計画のアンケート結果によると、朝食を1週間に1日でも食べないことのある児童・生徒は、小学6年生で約5%、中学2年生で約13%となっている。また、主食にパンを食べている児童・生徒の約半数が、パンしか食べていないという結果がでている。また、就寝時間が遅い子どもほど、朝食を食べない率が高くなっている。今後、こうした本市の小・中学生の現状を踏まえて、「早寝・早起き・朝ご飯」や、バランスよく一日3食食べようという、正しい食生活の習慣を確立するための指導に一層取り組んでいきたい。



給食風景

○海フェスタについて

Q 海フェスタが尾道に決定されるまでの経緯は。

A 本年2月、国土交通省から広島県を通じ、本市において開催の打診があったものである。「海のまちづくり」を進める尾道市にとって、「海フェスタ」の開催はさらなる推進の好機と捉え、4月、国土交通大臣宛、開催要請書を提出し、5月11日同大臣から開催地決定の通知を受けたところである。

Q 海フェスタはその地域独特の協賛

イベントが盛り込まれ特色となっているが、尾道は何を特色として海フェスタを開催しようとしているのか。

A 1つには長い歴史を通じ、瀬戸内海中央部、尾道周辺に集積されてきた造船力・海事力をアピールする機会であり、瀬戸内の豊かな海の恵みや、地域に育まれてきた特有の文化や伝統・歴史なども、できるだけ紹介したいと考えている。

○雇用対策と新たな流通団地の建設について

Q 広島県が実施している「就職先が決まらないまま卒業した大学生に対する施策」を尾道市でも計画する考えはあるか。

A 県においては、企業等で求められる知識・技能の習得や就業体験する「就業体験・職場実習・職業訓練事業」が来年3月末まで行われている。あわせてハローワークにおいても、1カ月から3カ月の体験雇用を通じて、その職種や職場の理解を深め正社員へ移行することを目的とした「新卒者体験雇用事業」が行われている。まずは、これらの制度の市民への周知や活用促進に努め、その動向を見ながら、検討したいと考えている。

Q 新たな雇用の場をつくるために、中国横断自動車道尾道松江線の開通を活かし、新たな流通団地の造成に取り組む考えはあるか。

A 中国横断自動車道尾道松江線の開通を見据え、尾道への企業進出には、引き続き期待ができると思われるので、今後とも広島県に対し粘り強く要望していきたい。なお、現在、企業等が所有する市内遊休地について、あらためて情報収集を行い、企業立地の促進に努めているところである。



中国横断自動車道尾道松江線

○尾道市保育課程策定後の保育所現場の状況について

Q 現在の子どもたちや保護者の状況を承知し、保育や現場の実態を十分に把握している保育経験者をアドバイザーとして配置することが望ましいのではないか。

A 現在、2名の保育アドバイザーを配置しているが、1名は保育並びに幼児教育の有識者を、もう1名は、小学校並びに幼稚園長経験者を配置している。保育の質の向上のためには、個々の保

育士が専門性を高めるだけでなく、保育所がしっかり社会的責任を果たすため、施設としての組織力を高めるための取り組みが必要と考えている。そうした観点からも適切な人員配置と考えている。

○因島南地域の田熊小、土生小、三庄小の老朽化の対応について

Q 地域や保護者の意見を聞き、積極的にリニューアルの構想をまとめるべきではないか。

A 土生小学校、田熊小学校については、大規模改修や耐震補強工事を実施しても、耐用年数が延びることにはならないので、校舎の改修は難しいと考えている。また、三庄小学校についても、鉄筋コンクリート造の校舎の耐震補強のほか、屋内運動場の耐震補強または改築、木造校舎の改築が必要であり、これらの全体的な改修工事を行うことは、多額の費用がかかると見込まれることから困難と考えている。したがって、改修の効果や費用の問題から、いずれの学校も独自にリニューアルする考えはない。

Q 旧中学校校舎の活用を検討すべきではないか。また、その場合の改修費用はどのくらいか。

A 地域や保護者の意見を伺いながら学校の適正配置も含め、検討する。また旧中学校を小学校として活用する場合の改修工事等については、現時点で、試算はできていないが、一般的に改修が必要と思われる箇所については、階段、トイレ、手洗い場、理科室や家庭科室の机、給食受入施設、運動場遊具の改修やプールの新設などと考えている。また、土生中学校の場合は、屋内運動場の改築が必要であると考えている。

○介護政策について

Q 尾道市の施設待機者の現状、特に要介護4、5の待機者の実態をどのように把握しているか。

A 平成21年8月1日時点の待機者の要介護度別の人数を改めて調査した結果、在宅待機者343人のうち、要介護4、5の人は124人である。

Q 今後の介護3施設、特定施設やグループホームの整備目標はどうなっているか。

A 第4期介護保険事業計画に沿って、平成22年度は、グループホーム4ユニット、特定施設12床を整備する。平成23年度には、老人介護保険施設80床、グループホーム2ユニット、特定施設91床を整備する予定である。

○地上デジタル放送移行への対応について

Q 尾道市域内のデジタル電波の受信環境は概ね完了しているか。また、新た